

◎障害者自立支援法施行令及び児童福祉法施行令の一部を改正する政令案  
 新旧対照条文

○障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号）新旧対照表  
 （第一条関係）

改正案	現行
<p>（支給認定に係る政令で定める基準）</p> <p>第二十九条 法第五十四条第一項の政令で定める基準は、支給認定（法第五十二条第一項に規定する支給認定をいう。以下同じ。）に係る障害者等（法第二条第一項第一号に規定する障害者等をいう。以下同じ。）及び当該障害者等と生計を一にする者として厚生労働省令で定めるもの（以下「支給認定基準世帯員」という。）について指定自立支援医療（法第五十八条第一項に規定する指定自立支援医療をいう。以下同じ。）のあつた月の属する年度（指定自立支援医療のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとする。第四十三条の二第二項並びに附則第十一条第二項、第十二条及び第十三条第二項において同じ。）の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割（同法第三百二十八条の規定によつて課する所得割を除く。以下同じ。）の額を厚生労働省令で定めるところにより合算した額が<u>二十三万五千円</u>未満であることとする。</p> <p>2（略）</p> <p>（指定自立支援医療に係る負担上限月額）</p> <p>第三十五条 法第五十八条第三項第一号ただし書の当該支給認定障害</p>	<p>（支給認定に係る政令で定める基準）</p> <p>第二十九条 法第五十四条第一項の政令で定める基準は、支給認定（法第五十二条第一項に規定する支給認定をいう。以下同じ。）に係る障害者等（法第二条第一項第一号に規定する障害者等をいう。以下同じ。）及び当該障害者等と生計を一にする者として厚生労働省令で定めるもの（以下「支給認定基準世帯員」という。）について指定自立支援医療（法第五十八条第一項に規定する指定自立支援医療をいう。以下同じ。）のあつた月の属する年度（指定自立支援医療のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとする。第四十三条の二第二項並びに附則第十一条第二項、第十二条及び第十三条第二項において同じ。）の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割（同法第三百二十八条の規定によつて課する所得割を除く。以下同じ。）の額を厚生労働省令で定めるところにより合算した額が<u>二十万円</u>未満であることとする。</p> <p>2（略）</p> <p>（指定自立支援医療に係る負担上限月額）</p> <p>第三十五条 法第五十八条第三項第一号ただし書の当該支給認定障害</p>

（傍線部分は改正部分）

者等の家計に与える影響、障害の状態その他の事情をしん酌して政令で定める額（附則第十三条において「負担上限月額」という。）は、法第五十四条第一項に規定する厚生労働省令で定める医療の種類ごとに、次の各号に掲げる支給認定障害者等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 (略)

二 その支給認定に係る障害者等が高額治療継続者であつて、当該支給認定に係る障害者等及び支給認定基準世帯員について指定自立支援医療のあつた月の属する年度（指定自立支援医療のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の所得割の額を厚生労働省令で定めるところにより合算した額が三万三千元未満である場合における当該支給認定障害者等（次号から第五号までに掲げる者を除く。）  
五千元

三 五 (略)

2 (略)

(補装具費の支給に係る政令で定める者等)

第四十三条の二 (略)

2 法第七十六条第一項ただし書の政令で定める基準は、同項の申請に係る障害者等及びその属する他の世帯員のうちいずれかの者について、補装具の購入又は修理のあつた月の属する年度（補装具の購入又は修理のあつた月が四月から六月までの間にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額が四十六万円であることとする。

3 (略)

者等の家計に与える影響、障害の状態その他の事情をしん酌して政令で定める額（附則第十三条において「負担上限月額」という。）は、法第五十四条第一項に規定する厚生労働省令で定める医療の種類ごとに、次の各号に掲げる支給認定障害者等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 (略)

二 その支給認定に係る障害者等が高額治療継続者であつて、当該支給認定に係る障害者等及び支給認定基準世帯員について指定自立支援医療のあつた月の属する年度（指定自立支援医療のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の所得割の額を厚生労働省令で定めるところにより合算した額が二万円未満である場合における当該支給認定障害者等（次号から第五号までに掲げる者を除く。）  
五千元

三 五 (略)

2 (略)

(補装具費の支給に係る政令で定める者等)

第四十三条の二 (略)

2 法第七十六条第一項ただし書の政令で定める基準は、同項の申請に係る障害者等及びその属する他の世帯員のうちいずれかの者について、補装具の購入又は修理のあつた月の属する年度（補装具の購入又は修理のあつた月が四月から六月までの間にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額が五十万円であることとする。

3 (略)

附則

(指定障害福祉サービス等に係る負担上限月額及び高額障害福祉サービス費算定基準額の経過措置)

第十一条 (略)

2 平成十九年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間、第十七条第一項第一号に掲げる支給決定障害者等(支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者について指定障害福祉サービス等のあつた月の属する年度(指定障害福祉サービス等のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を合算した額が十六万円未満であるものに限る。)又は第十七条第一項第二号若しくは第三号に掲げる支給決定障害者等のうち、指定障害者支援施設等入所者等以外の者であつて、その所有する現金、預貯金等及び郵便貯金の合計額が少額であることその他の厚生労働省令で定める要件に該当するものの負担上限月額は、同条の規定にかかわらず、同項第一号中「三万七千二百円」とあるのは「零以上三万七千二百円以下の範囲内で支給決定障害者等の所得の状況を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額」と、同項第二号中「二万四千六百円」とあるのは「零以上二万四千六百円以下の範囲内で支給決定障害者等の所得の状況を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額」と、同項第三号中「一万五千元」とあるのは「零以上一万五千元以下の範囲内で支給決定障害者等の所得の状況を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額」とする。

3 3 6 (略)

(支給認定に係る政令で定める基準の経過的特例)

附則

(指定障害福祉サービス等に係る負担上限月額及び高額障害福祉サービス費算定基準額の経過措置)

第十一条 (略)

2 平成十九年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間、第十七条第一項第一号に掲げる支給決定障害者等(支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者について指定障害福祉サービス等のあつた月の属する年度(指定障害福祉サービス等のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を合算した額が十万円未満であるものに限る。)又は第十七条第一項第二号若しくは第三号に掲げる支給決定障害者等のうち、指定障害者支援施設等入所者等以外の者であつて、その所有する現金、預貯金等及び郵便貯金の合計額が少額であることその他の厚生労働省令で定める要件に該当するものの負担上限月額は、同条の規定にかかわらず、同項第一号中「三万七千二百円」とあるのは「零以上三万七千二百円以下の範囲内で支給決定障害者等の所得の状況を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額」と、同項第二号中「二万四千六百円」とあるのは「零以上二万四千六百円以下の範囲内で支給決定障害者等の所得の状況を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額」と、同項第三号中「一万五千元」とあるのは「零以上一万五千元以下の範囲内で支給決定障害者等の所得の状況を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額」とする。

3 3 6 (略)

(支給認定に係る政令で定める基準の経過的特例)

第十二条 法第五十四条第一項の政令で定める基準は、第二十九条に規定するもののほか、平成二十一年三月三十一日までの間は、支給認定に係る障害者等及び支給認定基準世帯員について指定自立支援医療のあった月の属する年度（指定自立支援医療のあった月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の所得割の額を厚生労働省令で定めるところにより計算した額が二十三万五千円以上であり、かつ、当該支給認定に係る障害者等が高額治療継続者であることとする。

（指定自立支援医療に係る負担上限月額の特例）

第十三条 （略）

2 育成医療に係る負担上限月額は、第三十五条第一項に規定するもののほか、平成二十一年三月三十一日までの間は、次の各号に掲げる支給認定障害者等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 （略）

二 その支給認定に係る障害児及び支給認定基準世帯員について、指定自立支援医療のあった月の属する年度（指定自立支援医療のあった月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の所得割の額を厚生労働省令で定めるところにより計算した額が二十三万五千円未満であつて、当該支給認定に係る障害児が高額治療継続者以外のものである場合における当該支給認定障害者等（次号に掲げる者を除く。） 四万二百円

三 その支給認定に係る障害児及び支給認定基準世帯員について、指定自立支援医療のあった月の属する年度（指定自立支援医療のあった月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の所得割の額を厚生労働省令で定

第十二条 法第五十四条第一項の政令で定める基準は、第二十九条に規定するもののほか、平成二十一年三月三十一日までの間は、支給認定に係る障害者等及び支給認定基準世帯員について指定自立支援医療のあった月の属する年度（指定自立支援医療のあった月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の所得割の額を厚生労働省令で定めるところにより計算した額が二十万円以上であり、かつ、当該支給認定に係る障害者等が高額治療継続者であることとする。

（指定自立支援医療に係る負担上限月額の特例）

第十三条 （略）

2 育成医療に係る負担上限月額は、第三十五条第一項に規定するもののほか、平成二十一年三月三十一日までの間は、次の各号に掲げる支給認定障害者等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 （略）

二 その支給認定に係る障害児及び支給認定基準世帯員について、指定自立支援医療のあった月の属する年度（指定自立支援医療のあった月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の所得割の額を厚生労働省令で定めるところにより計算した額が二十万円未満であつて、当該支給認定に係る障害児が高額治療継続者以外のものである場合における当該支給認定障害者等（次号に掲げる者を除く。） 四万二百円

三 その支給認定に係る障害児及び支給認定基準世帯員について、指定自立支援医療のあった月の属する年度（指定自立支援医療のあった月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の所得割の額を厚生労働省令で定

めるところにより合算した額が三万三千円未満であつて、当該支給認定に係る障害児が高額治療継続者以外のものである場合における当該支給認定障害者等 一万円

めるところにより合算した額が二万円未満であつて、当該支給認定に係る障害児が高額治療継続者以外のものである場合における当該支給認定障害者等 一万円

改正案	現行
<p>附則                      第五十条の六（略）</p> <p>② 平成十九年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間、第二十七条の二第一項第一号に掲げる施設給付決定保護者（施設給付決定保護者及び当該施設給付決定保護者と同一の世帯に属する者について指定施設支援のあつた月の属する年度（指定施設支援のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割（同法第三百二十八条の規定によつて課する所得割を除く。）の額を合算した額が十六万円未満であるものに限る。）又は第二十七条の二第一項第二号若しくは第三号に掲げる施設給付決定保護者のうち、二十歳以上入所加齢児以外の者であつて、その所有する現金、預貯金等及び郵便貯金の合計額が少額であることその他の厚生労働省令で定める要件に該当するものの障害児施設給付費に係る負担上限月額は、同条の規定にかかわらず、同項第一号中「三万七千二百円」とあるのは「零以上三万七千二百円以下の範囲内で施設給付決定保護者の所得の状況を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額」と、同項第二号中「二万四千六百円」とあるのは「零以上二万四千六百円以下の範囲内で施設給付決定保護者の所得の状況を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額」と、同項第三号中「一万五千元」とあるのは「零以上一万五千元以下の範囲内で施設給付決定保護者の所得の状況を勘案して厚生労働省令で定めるところ</p>	<p>附則                      第五十条の六（略）</p> <p>② 平成十九年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間、第二十七条の二第一項第一号に掲げる施設給付決定保護者（施設給付決定保護者及び当該施設給付決定保護者と同一の世帯に属する者について指定施設支援のあつた月の属する年度（指定施設支援のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割（同法第三百二十八条の規定によつて課する所得割を除く。）の額を合算した額が十万円未満であるものに限る。）又は第二十七条の二第一項第二号若しくは第三号に掲げる施設給付決定保護者のうち、二十歳以上入所加齢児以外の者であつて、その所有する現金、預貯金等及び郵便貯金の合計額が少額であることその他の厚生労働省令で定める要件に該当するものの障害児施設給付費に係る負担上限月額は、同条の規定にかかわらず、同項第一号中「三万七千二百円」とあるのは「零以上三万七千二百円以下の範囲内で施設給付決定保護者の所得の状況を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額」と、同項第二号中「二万四千六百円」とあるのは「零以上二万四千六百円以下の範囲内で施設給付決定保護者の所得の状況を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額」と、同項第三号中「一万五千元」とあるのは「零以上一万五千元以下の範囲内で施設給付決定保護者の所得の状況を勘案して厚生労働省令で定めるところ</p>

（傍線部分は改正部分）

ろにより算定した額」とする。  
③  
⑥  
(略)

により算定した額」とする。  
③  
⑥  
(略)